

広島県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
訪問看護ステーション こいずみ	三原市小泉町四二四六番 地	三原市小泉町四二二七番 地一	令和二年四月一日
訪問看護ステーション ちよだ	山県郡北広島町壬生九一 五番地四	山県郡北広島町壬生四三 三番地四	令和二年一〇月一 日